

令和5年度

監査結果報告書
(市立小中学校定期監査)

糸島市監査委員

5 糸 監 第 1 0 1 号

令和6年2月19日

糸島市監査委員 谷 昌 治
同 川上 伸悟

令和5年度市立小中学校定期監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づく学校定期監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項及び糸島市監査基準(令和2年糸島市監査委員告示第4号)第23条第1項の規定により、公表します。

令和5年度 定期監査（市立小中学校） 結果報告書

第1 監査基準に準拠している旨

定期監査に当たっては、糸島市監査基準に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

市立小中学校の定期監査は、当該施設が市内全域に設置されていること等を勘案し、小中学校の全校を4年間で一巡する計画で実施している。本年度は、小学校4校及び中学校2校の計6校を対象とした。

1 対象部課等

子ども教育部：教育総務課・学校教育課

小学校：桜野小学校・可也小学校・引津小学校・姫島小学校

中学校：志摩中学校・志摩中学校姫島分校

第4 監査の着眼点

市立の小学校及び中学校の事務に関して、関係法令が遵守されているか、財務等に関する学校事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とした。

監査対象事務について想定されるリスクに応じた着眼点は、次のとおりである。

- ① 財務事務の執行状況
- ② 施設備品の管理状況
- ③ 学校の安全確保の状況
 - ・非常変災時の行動計画
 - ・消防計画
 - ・理科等薬品の管理
 - ・安全対策
- ④ 個人情報保護の状況
- ⑤ 学校徴収金の取扱い状況
- ⑥ その他庶務関係

第5 監査の主な実施内容

教育総務課、学校教育課及び各小中学校へあらかじめ調書及び書類の提出を求め、事務局による予備調査、監査委員による実査（現地調査）を行うとともに、校長、関係職員等から説明を受け、必要に応じ意見を聴取した。

第6 監査の実施場所及び期間

1 実施場所

監査室及び各小中学校

2 期間

令和5年9月29日から令和6年1月31日まで

3 監査等の手続

(1) 予備調査

監査事務局職員により、あらかじめ提出された調書及び書類等について、令和6年1月19日に予備調査を実施し、教育総務課・学校教育課の関係職員から説明を受けた。

(2) 実査

次のとおり、各学校において関係職員立会のもと監査委員による実査を行い、校長、関係職員等の説明聴取を実施した。

実施日	学校名		
1月30日	志摩中学校	姫島小学校 志摩中学校姫島分校	
1月31日	可也小学校	引津小学校	桜野小学校

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、各学校の監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたが、一部に検討及び改善を要する事項が見受けられた。

監査の着眼点別の監査結果は以下のとおりである。

1 着眼点別の監査結果

① 財務事務の執行状況

教育総務課・学校教育課において令和5年度に締結された契約について書類審査を行った結果、一部の軽微な事項を除き、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、校長の口座に入金された就学援助費について、適正な事務が行われているかを視点に監査を行った結果、校長名義の通帳、入出金に係る記録、領収等関係書類は整備され、適正に管理されていると認められた。

② 施設備品の管理状況

令和5年度に購入された施設備品について、備品台帳との照合及び現品の確認を行った結果、購入された備品の情報は、各学校において学校備品管理システムに入力され、備品シールも対象備品に貼付されており、一部の軽微な事項を除き、おおむね適正に管理されていた。

③ 学校の安全確保の状況

・非常変災時の行動計画及び消防計画

各学校において、非常変災時の行動計画及び消防計画が策定、更新されており、当該計画に基づいた訓練が実施されていた。

・理科等薬品の管理状況

理科系実験用の薬品類の管理については、「糸島市立小中学校理科等薬品管理要綱」に従い適正に執行されているかを視点に監査を行った結果、管理責任者を定め、その業務を明確にして、管理責任の体制が整備されていた。

薬品類の管理状況については、定期点検について、一部、管理要綱に則さない運用が見受けられた。

また、管理要綱に基づく薬品管理簿について、一部、記載項目の不備、不明確な記載が認められた。

・安全対策の状況

学校保健安全法施行規則に基づく安全点検及び環境の安全確保が適切に実施されていた。また、令和3年度実施の学校施設危険箇所調査結果に基づく対応については、危険度に応じて緊急を要するものから計画的に実施されていた。

・機械警備による安全管理の状況

機械警備に係る業務報告書を確認した結果、「機器のセット忘れ」、「無施錠」が見受けられた。

④ 個人情報保護の状況

「糸島市教育情報セキュリティポリシー」及び各学校で策定している「教育情報セキュリティ実施手順」又は「教育情報セキュリティマニュアル」に基づき、個人情報の取扱基準を明確にして、おおむね適正に管理されていたが、一部、教育情報セキュリティポリシーに沿わない運用が見受けられた。

⑤ 学校徴収金の取扱い状況

糸島市立小中学校管理規則第 33 条の規定に基づき徴収された学校徴収金について、適正な事務が行われているかを視点に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、学校徴収金の管理方法等については各学校の判断によるものであった。また、就学援助費を校長口座へ入金した後の学校徴収金としての取扱いについて、各学校により差異が見られた。

⑥ その他庶務関係

私有車両公用使用承認簿、水質検査関係書類等の各種庶務関係書類を監査した結果、一部の軽微な事項を除き、執行状況はおおむね適正に処理されていると認められた。

郵券管理については、適正に執行されており、監査当日現在の残券数と一致した。

公印使用の事務処理については、一部の公印について、公印使用簿が作成されていないもの及び公印使用簿への記載が漏れているものが見受けられた。

また、公印の使用に関して、糸島市教育委員会公印規則（以下「公印規則」という。）に則さない運用が見受けられた。

2 監査委員の意見

非常変災時の対応については、各学校とも危機管理マニュアルを策定し、これに基づき訓練等が実施されている。今後も避難訓練等を定期的の実施し、非常変災に備えられたい。

理科等薬品の管理については、令和 4 年度定期監査における「教育委員会から管理要綱に沿った運用の徹底について各学校に通知がなされているが、点検の未実施、薬品管理簿の記載不備等が見られるため、改めてその運用方法等について改善されたい。」との指摘に対し、運用が徹底されるまでの間、毎年 4 月に理科教育担当者の研修を実施するとのことであった。

4 月に想定されていた教育委員会主催による理科教育担当者への研修は実施されず、教育委員会から 6 月に各学校において理科等薬品の管理に係る校内研修を実施するように依頼されていたが、研修が未実施の学校が見受けられた。また、研修が実施された学校においても、実施後において薬品管理簿の記載不備が散見され、各学期 1 回以上の実施が定められている毒物、劇物、危険物の薬品の点検が未実施の学校が見受けられた。

「糸島市立小中学校理科等薬品管理要綱」に則した運用が徹底されるよう、未実施となっている理科教育担当者の研修について、改めて実施を検討されたい。

個人情報保護の状況については、教育委員会において策定した「糸島市教育情報

セキュリティポリシー」では、「教育情報セキュリティ管理者（学校長）は、教育情報セキュリティ対策基準に基づいて、学校における情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定し、必要により見直しを行い、教職員に周知する。」と定めているが、実施手順を策定していない学校が見受けられた。教育情報セキュリティ実施手順の策定について、早急に対応されたい。また、実施手順を策定している学校についても必要に応じた見直しを行い、運用の徹底に努められたい。

学校徴収金の取扱いについては、令和3年度定期監査の指摘事項である学校徴収金の管理等の一定基準については、新型コロナウイルス感染症の影響で、基準の整備についての検討が遅れ、令和4年度に、学校徴収金の取扱いについてどのような基準を整備することが必要かの検討が行われていた。令和5年4月28日付の「学校徴収金の適正な取り扱いについて」の通知において、公費負担と私費負担の区分基準等は整理されていたが、徴収及び管理の基準は検討中であり、整備までに至っていないとのことであり、基準の整備について引き続き検討されたい。

また、就学援助費の校長名義口座入金後の学校徴収金としての取扱いに差異が見られたことについては、令和4年度定期監査における「一定の整理が必要であると考える。」との指摘に対し、学校徴収金の管理等の一定基準の整備とあわせて検討が行われていたが、一定の整理までに至っていなかった。上記の検討とあわせて、引き続き検討されたい。

公印使用の事務処理については、令和4年11月25日付で通知された「令和4年度学校定期監査の報告について」において、公印使用簿の作成について周知が図られ、令和4年12月には、公印規則第5条第2項に基づく教育総務課長による点検を実施し、適正な事務処理が行われるよう努められていたが、公印使用簿が未作成の学校が見受けられ、公印規則第11条に基づく印影印刷において、公印使用簿への記載不備が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

また、一部の公印で印影が印刷されていたが、公印規則第11条に基づく運用となっていなかった。規則に則した運用となるよう改善されたい。

なお、個々の軽微な指摘等の留意事項については、別途教育委員会へ通知した。

3 まとめ

監査の実施にあたっては、事前に関係書類等を提出していただき、予備調査を実施のうえ実査を行った結果、各学校において円滑な監査を執行することができた。

第3期糸島市教育振興基本計画に基づくICT活用教育の推進について、各学校では、小学校5・6年生及び中学校の教室ではプロジェクターが整備され、授業に積極的に活用し、児童・生徒一人に1台配備されたタブレット端末も授業だけでは

なく、自宅での予習・復習等にも活用され、加えて児童・生徒間の意見交換、交流活動にも活用する等、ICT教育の実践が進んでいる。教育情報システムの導入などにより、学校教育のICT化が進められているが、教育の質の向上のための継続的な取組みをお願いする。

以上のとおり、令和5年度定期監査結果について記述したが、それぞれの指摘事項を念頭におかれ、今後とも安全かつ円滑な学校運営に努められるよう望むものである。